

王寺町防犯電話購入助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 王寺町防犯電話購入助成事業は、高齢者を対象とした特殊詐欺被害を未然に防止することを目的に、王寺町が防犯機能を備えた電話用機器購入費等の一部(以下「助成金」という。)を、当該年度の予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、王寺町補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯機能を備えた電話用機器(以下「防犯電話」という。)」とは、電話による特殊詐欺被害を未然に防ぐことを目的に製造された機器であって、次の各号のいずれかに該当する迷惑電話防止機能を有する機器をいう。

- (1) 電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能を有し、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- (2) 迷惑電話番号データベース(警察、自治体等から提供された迷惑電話番号のデータベースであって、着信拒否を判別するための電話番号情報が逐次蓄積されるもの。)に登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判別して着信を拒否または着信ランプ等で警告表示する機能
- (3) 非通知着信に対しては着信音を鳴らさない機能
- (4) 音声アナウンスによる注意喚起を行う機能

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のい

ずれにも該当する者とする。ただし、過去、同一の世帯にこの要綱に基づく助成金の交付を受けた者がいる場合には交付しない。

- (1) 交付申請を行う日において満65才以上の者であること
- (2) 王寺町に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であること
- (3) 町税を滞納していない者であること
- (4) 王寺町補助金等交付規則第4条第2項に該当しない者であること

(助成対象経費)

第4条 防犯電話の購入費及びその設置に直接要する費用(不随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く)に対して助成する。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、当該費用に対して一律5,000円とし、費用が5,000円に満たない場合については対象外とする。

2 助成金の交付は、助成対象者が属する世帯につき1台限りとする。

(助成件数)

第6条 助成件数は、当該年度の予算の範囲内とする。

2 申請の受付は先着順とし、予算の範囲を超過した申請分以降の申請を受理しないことができる。

(事前申請)

第7条 助成対象者は、事前に防犯電話購入助成金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入予定機器の機能が記載されているカタログ等の写し
- (2) 購入予定機器購入費及びその設置に直接要する費用(付随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く)を確認できる見積書等
- (3) 町税等の納付状況を確認することへの承諾書(様式第2号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 事前申請の提出期限は毎年度3月の最終開庁日の10日前までとする。

(助成の決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定により申請された内容について、速やかに審査を行い、助成金の交付の適否を決定して、当該助成対象者に対し、王寺町防犯電話購入助成事業助成金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 前条の規定により防犯電話購入助成金交付決定通知を受けた者は、通知を受けた日の翌月末までに、対象機器を購入し、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯電話購入助成金請求書(様式第3号)
- (2) 対象機器の購入に関する領収書又はレシート
- (3) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第10条 町長は、前条の請求書類を受理したときは、請求内容について審査し、適正と認めたときは、当該請求を行った助成対象者に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正な手段による助成金の交付を受けた助成対象者に対して、交付した助成金の返還を命ずることができる。

(対象機器の譲渡等の禁止)

第12条 助成金の交付を受けて購入した対象機器を使用する者は、対象機器を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(調査への協力)

第13条 助成金の交付を受けた者は、町長が対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。